



2025年3月27日

各位

会社名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代表者名 代表取締役会長兼社長 田崎 ひろみ
(コード番号: 2124 東証プライム)
問合せ先 取締役 管理本部長 CFO 沖野 俊彦
(TEL: 03-5259-6926)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、以下のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

●毎期付与型株式報酬

(1) 処分期日	2025年4月11日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 39,300株
(3) 処分価額	1株につき796円
(4) 処分総額	31,282,800円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3名 39,300株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2022年3月24日開催の第35期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、(i) 「毎期付与型株式報酬」として年額400万円以内、(ii) 「一括付与型株式報酬」として年額2000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭債権を支給し、(i) 「毎期付与型株式報酬」として年2万株以内、(ii) 「一括付与型株式報酬」として年10万株以内、合わせて年12万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割り当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役員としてのうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただきました。

また、当社は、2024年2月14日開催の取締役会において対象取締役の報酬における株式部分の比率を今後拡大することを決議し、2024年3月27日開催の第37期定時株主総会において、上記「毎期付与型株式報酬」の総額を「年額400万円以内」から「年額2000万円以内」に、また、当該発行・処分株式枠を、2024年1月1日付の当社普通株式の4分割、及び中期的な株価の上昇等を総合的に勘案して「年2万株以内」から「年18万6,000株以内」にそれぞれ改定することにつき、ご承認をいただきました。

また、当社は、2025年1月22日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員（上席執行役

員を含み、以下「執行役員」といいます。また、執行役員と対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。) に対しても、上記と同様の主旨で、本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等は以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、などが含まれることとしています。

今回は、東京証券取引所の定める独立役員で構成される独立役員会への諮問を経て、当該対象取締役3名に支給される第39期事業年度（2025年1月1日～2025年12月31日）の「基本報酬(固定報酬)」及び「業績連動報酬」の額をそれぞれ勘案し、株主価値創造のインセンティブとしての株式報酬とすることを目的として、毎期待与型株式報酬（第39期事業年度分）の譲渡制限付株式報酬の金銭債権31,282,800円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式39,300株を自己株式の処分により付与することとしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

●毎期待与型株式報酬（第39期事業年度分の譲渡制限付株式報酬）

（1）譲渡制限期間

2025年4月11日（本処分期日）から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点まで

（2）譲渡制限の解除条件

譲渡制限付株式報酬の支給対象となる事業年度（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に対象取締役が任期満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月の翌月から対象取締役の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

（4）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結する。また、対象取締役は当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく本金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年3月26日（本取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である796円としています。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以 上